

「法人設立・開設(支店等設置・町外転入)届」の記載例及び添付書類

法人設立・開設(支店等設置・町外転入)届

管理番号
空欄で結構です

平成 30 年 11 月 1 日
吉見町長様

連絡先・送付先

この届に対する連絡先、申告書及び納付書等の送付先を記載してください。

申告期限の延長処分

法人税の確定申告期限延長の特例の適用を受けているか否かについて、「有」又は「無」を記載してください。
「有」の場合、税務署に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」(控)(写)を添付してください。

新たに開設する事業所等

吉見町内に新たに開設する事業所について記載してください。

一般社団法人・一般財団法人の場合

一般社団法人又は一般財団法人の場合、「非営利型法人」もしくは「普通法人」のどちらかにチェックしてください。
一般社団法人又は一般財団法人以外の場合は、記載する必要はありません。

公益法人等・NPOの場合

公益法人等・NPOの場合は、収益事業の有無にチェックしてください。また、「有」の場合は、収益事業開始年月日についても記載してください。この場合、「収益事業開始届出書(控)(写)」を添付してください。
公益法人等・NPO以外の場合は、記載する必要はありません。

フリガナ	ヨシミツドウサン																
法人名	吉見不動産株式会社																
代表者氏名	吉見 太郎	印	印	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
本店の所在地	〒 355-0192 (電話 0493-54-1511) 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地																
吉見町内の主たる事務所等の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 本店所在地と同じ(記載不要) (電話) 〒 吉見町																
連絡先・送付先	<input type="checkbox"/> 本店所在地と同じ(記載不要) (電話 0493-54-5028) 〒 355-0119 埼玉県比企郡吉見町大字中新井493番地1																

(提出用・控用)

【各項目共通添付書類】

○法人を新たに設立したとき、吉見町内で初めて事務所等を開設したとき

1. 定款、規則等
2. 登記簿謄本
(履歴事項全部証明書)

※上記1と2は必ず添付してください。添付書類は写しで結構です。

○吉見町内で2ヶ所目以降の事務所等を開設したとき

⇒ 不要

吉見町外から本店を移転した場合

移転元の旧本店所在地を記載してください。なお、「移転年月日」については、登記年月日ではなく、実際の移転日を記載してください。

連結法人の場合

連結法人(親法人・子法人)の場合、
・「連結納税の承認申請の承認通知書」の写し等
・グループ一覧
・出資関係図
を添付してください。

連結子法人の場合

連結子法人の場合、その内容について記載してください。
連結子法人でない場合は、記載する必要はありません。

設立年月日	平成 20 年 10 月 1 日	事業年度又は計算期間	4 月 1 日 ~ 3 月 31 日	
事業の目的(種類)	不動産業	資本金又は出資金の額	10,000,000 円	
吉見町外の事務所の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有(分割法人) <input type="checkbox"/> 無(非分割法人)			
吉見町外からの本店移転の場合記載転入元(旧本店)住所	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号		移転年月日	H 30 年 10 月 15 日
法人税に関する事項	申告期限の延長処分	有 <input checked="" type="checkbox"/> 有の(2 ヶ月)	連結納税制度の適用	有 <input type="checkbox"/> 親法人 <input checked="" type="checkbox"/> 子法人 <input type="checkbox"/> 無
新たに開設する事業所等(下表に書ききれない場合は、別紙(任意書式)を作成し、添付してください。)				
事務所、事業所又は兼等	開設年月日	名称	所在地	
	H 30 年 10 月 15 日	本店	<input checked="" type="checkbox"/> 町内の主たる事務所等の所在地に同じ	
	H 30 年 10 月 15 日	中新井支店	吉見町 大字中新井493番地1	
	H 年 月 日		吉見町	
連結子法人の場合	連結親法人	所在地	埼玉県比企郡吉見町大字下細谷1212番地	
	名称	下細谷不動産株式会社	法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
	親法人事業年度	10 月 1 日 ~ 9 月 30 日	子法人適用開始事業年度	H 30 年 10 月 1 日 ~ H 31 年 9 月 30 日
一般社団・一般財団法人の場合	<input type="checkbox"/> 非営利型法人 <input type="checkbox"/> 普通法人		【非営利型法人について】 法人税法第二条第九号の二、法人税法施行令第3条に掲げられた法人で、公益法人等として取り扱われ、法人税では収益事業から生じた所得について課税対象となります(普通法人は全ての所得について課税対象)。	
公益法人等・NPOの場合	収益事業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	収益事業開始年月日	H 年 月 日
備考				
担当税理士名	埼玉 次郎		添付書類	
連絡	(電話 0493-54-5029)		【法人を新たに設立したとき、吉見町内で初めて事務所等を開設したとき】 1. 定款、規則等 2. 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 上記1と2は必ず添付してください。添付書類は写しで結構です。 【吉見町内で2ヶ所目以降の事務所等を開設したとき】 不要	